

# 青森県報

第四千四百四十号

平成三十年  
四月二十日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表……………(総務学事課) ……一
- 地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……一

### 選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……一
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……二
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三
- 政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……三

### 公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(保安課) ……四
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……五

## 公 告

### 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成三十年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成三十年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

### 地籍調査の成果の認証

青森市及び南部町が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年四月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小 字 名
青森市	孫内大谷	沢口、山辺、山科の一部 小谷の一部
青森市	孫内鶴ヶ坂 岩渡	北原、山科の一部 早稲田の一部 熊沢の一部、イカマリの一部
南部町	柁木 杉沢 片岸 苦米地	家ノ後、大ゾーリ、上羽黒、下羽黒、陣場 上中荻、猪留沢、下中荻 大久保、片岸、上西河の一部、坂ノ下、沢ノ田、砂押の一部、砂場の一部、八木田、八木河原、夏沢道添、鍋屋敷、朝日、市蔵、奥ノ沢、上根岸の一部、観音平、下根岸の一部、深山、外染、御嶽の一部、築久保、上河原、沼廻の一部、深田の一部、大宝院前、堤添の一部、大谷地、一反田の一部、小谷地、滑練の一部、五反田の一部

## 選挙管理委員会

### 青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年月日出
赤平ゆうと後援会	館田篤廣	萬徳菜穂子	青森市中央三丁目二一の一五	平成三〇・三・二七
つがるの未来を考える会	西谷洌	鈴木潤一	弘前市大字徳田町三六の二	三〇・三・九

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
民進党青森県第3 総支部 (田名部 定男)	会計責任者	鶴賀谷 貴	工藤 武美	平成三〇・三・八
自由民主党青森県 南津軽郡第二支部 (阿部 広悦)	会計責任者	石岡 和子	阿部 健治	三〇・一・二〇

政党以外の政治団体

自由民主党青森県 郵政政治連盟支部 (米田 敦)	代表者	米田 敦	主たる事務所の所在地	東津軽郡外ヶ浜町字平根の四	三〇・三・一
	副代表者	副嶋 文雄		三戸郡南部町大字相内字上ノ平一八の一	
	会計責任者	中村 天			

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異年月日動
山本清秋後援会 (佐々木 広規)	主たる事務所の所在地	つがる市木造芦沼椿野七二の三	つがる市木造芦沼二七	平成三〇・三・三
むつ青空クラブ (手間本 幸路)	会計責任者	米澤 智憲	二井関 真也	三〇・三・九
幸福実現党十和田 後援会 (村崎 誠蔵)	会計責任者	岡 秀仁	渡邊 太子	三〇・三・三
山内正孝後援会 (佐々木 正男)	主たる事務所の所在地	八戸市大字尻内町字蛇ノ沢一	八戸市大字尻内町字洞一八	三〇・三・二
小又勉後援会 (藤原 照雄)	会計責任者	岡山 真希子	小又 真希子	三〇・三・二五
石岡ちづこ後援会 (石岡 千鶴子)	代表者	石岡 千鶴子	須藤 淳市	二九・二・三
幸福実現党弘前 後援会 (松井 信雄)	会計責任者	日向 卓	三國 昭子	三〇・三・二〇
竹山美虎後援会 (佐藤 忠行)	会計責任者	森 拓也	三津谷 将之	三〇・三・二六
港町政研会 (森 拓也)	代表者	森 拓也	三津谷 将之	三〇・三・二六
	会計責任者	森 拓也	三津谷 将之	三〇・三・二六

青森経世会 (升田 世喜男)	政治団体の 名称	青森経世会	野村 武嗣	櫻庭 義明	三〇・三三〇
	会計責任者				
石田昭弘後援会 (石田 克則)	代表者	八屋 弘之	小沢 環	宮平 貢作	三〇・二一〇
	会計責任者	小野 昭彦	石田 昭弘	宮平 貢作	三〇・三二七
スクラム385 (八屋 弘之)	代表者	八屋 弘之	小沢 環	宮平 貢作	三〇・三二九
	会計責任者	諸星 裕大	宮平 貢作	宮平 貢作	三〇・三三一
幸福実現党八戸後援会 (木村 忠史)	代表者	三國 佑貴	竹野 一正	宮平 貢作	三〇・三三一
	会計責任者	三國 佑貴	竹野 一正	宮平 貢作	三〇・三三一
幸福実現党青森県本部 (三國 佑貴)	代表者	三國 佑貴	竹野 一正	宮平 貢作	三〇・三三一
	会計責任者	三國 佑貴	竹野 一正	宮平 貢作	三〇・三三一
一戸ふみお後援会 (徳差 敏男)	主たる事務所の所在地	青森市本町一丁目三の一二	青森市本町一丁目三の九	宮平 貢作	三〇・三二六
	代表者	金沢 秀樹	長嶺 渉	宮平 貢作	三〇・三二六
スクラム10 (金沢 秀樹)	代表者	金沢 秀樹	長嶺 渉	宮平 貢作	三〇・三二七
	会計責任者	金沢 秀樹	長嶺 渉	宮平 貢作	三〇・三二七
吉田淳一心会 (吉田 淳一)	代表者	寺沢 あい子	大岡 捷蔵	宮平 貢作	三〇・三二五
	会計責任者	寺沢 あい子	大岡 捷蔵	宮平 貢作	三〇・三二五
吉田淳一後援会 (泉山 隆司)	代表者	寺沢 あい子	大岡 捷蔵	宮平 貢作	三〇・三二五
	会計責任者	寺沢 あい子	大岡 捷蔵	宮平 貢作	三〇・三二五

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
村上秀徳後援会	工藤 宰	平成三〇・三・七
横山北斗後援会	横山 北斗	二六・三・三三
あべ春市連合後援会	木村 健三	三〇・三・一
工藤たけし後援会	八嶋 隆	三〇・三・一五
小野長道後援会	森内 玲爾	二九・三・三三
山口捷夫後援会	七戸 守	二九・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
升田 世喜男	青森経世会	資金管理団体の名称	青森経世会	あおもり未来塾	平成三〇・三・三〇

青森県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に

よる資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
横山 北斗	横山北斗後援会	平成二六・三・三

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第四十六号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

青森県公安委員会委員長 高畑紀子

- 一 講習の区分  
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間  
平成三十年六月四日（月）から同月六月十一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで
- 三 実施場所  
青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館
- 四 受講定員

五 受講対象者  
二十四人（予定）

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一條第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一條第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間  
平成三十年五月七日（月）から同月十一日（金）までの間

(二) 受付時間  
午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り  
受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所  
青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書  
(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十七号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成三十年四月二十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成三十年六月七日（木）から同月十一日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

六人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

#### 六 受講申込みの手續

##### 1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成三十年五月八日（火）から同月十一日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

##### 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

##### 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

##### 4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている受講に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業

者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

##### 5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

##### 七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

##### 八 その他

1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

##### 九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全課保安課  
電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭